

「会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令の整備等に関する政令」
の制定に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和 2 年 11 月 26 日
厚生労働省医政局
医療経営支援課

今般制定された「会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令の整備等に関する政令」（令和 2 年政令第 332 号）については、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第 71 号）の施行に伴い、必要な技術的読替えを定めるとともに当然必要とされる規定の整備等を行うものであり、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 6 号及び第 8 号の規定に該当することから、同条第 1 項に規定する意見公募手続を実施しませんでしたので、その旨ご報告します。

※行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）抄
（意見公募手続）

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3（略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一～五（略）

六 法律の規定に基づき法令の規定の適用又は準用について必要な技術的読替えを定める命令等を定めようとするとき。

七（略）

八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。